

職員の勤務成績の評定に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

岩手県教育委員会

委員長 八重樫 勝

岩手県教育委員会規則第8号

職員の勤務成績の評定に関する規則を廃止する規則

職員の勤務成績の評定に関する規則（昭和33年岩手県教育委員会規則第1号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。